

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、下記のとおり令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付して市議会に報告する。

令和5年9月15日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 健全化判断比率

(単位 %)

	令和4年度決算 に基づく数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－ (－)	11.54	20.00
連結実質赤字比率	－ (－)	16.54	30.00
実質公債費比率	9.0 (9.0)	25.0	35.0
将来負担比率	66.3 (66.0)	350.0	

備考 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「－」としています。

2 前年度の比率を括弧内に記載しています。

2 資金不足比率

(単位 %)

特別会計等の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	－ (－)	20.0
下水道事業会計	－ (－)	
病院事業会計	－ (－)	
介護老人保健施設事業会計	－ (－)	
モーターボート競走事業会計	－ (－)	0.0
地方卸売市場事業特別会計	－ (－)	20.0

備考 1 資金不足が生じていない会計は、「－」としています。

2 前年度の比率を括弧内に記載しています。

(参 考)

1 健全化判断比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

◇標準財政規模に対する、一般会計等に係る実質赤字額の割合

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

◇標準財政規模に対する、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の割合

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{※}^1 \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + A)}{\text{標準財政規模} - A}$$

(3か年平均)

◇標準財政規模に対する、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の割合

※¹ 準元利償還金

- ① 公営企業債の償還に充てたと認められる一般会計等からの繰出金
- ② 一部事務組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められる負担金
- ③ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ④ 一時借入金の利子

A…元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{※}^2 \text{将来負担額} - (\text{※}^3 \text{充当可能財源} + B)}{\text{標準財政規模} - A}$$

◇標準財政規模に対する、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の割合

※² 将来負担額

- ① 一般会計等の地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額
- ③ 公営企業債の元金償還に充てる一般会計等からの繰出見込額
- ④ 一部事務組合等が起こした地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額
- ⑥ 第三セクターの損失補償債務に係る一般会計等の負担見込額

※³ 充当可能財源

- ① 充当可能基金
- ② 特定財源見込額（国庫支出金、都市計画税等）

A…元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額

B…地方債現在高等に係る基準財政需要額への算入見込額

2 早期健全化基準

地方公共団体が、財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準

- ・実質赤字比率……………財政規模に応じ11.25～15% 【本市は11.54%】
- ・連結実質赤字比率…財政規模に応じ16.25～20% 【本市は16.54%】
- ・実質公債費比率……………25%
- ・将来負担比率……………350%

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、県知事に報告しなければならない。また、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表するとともに県知事に報告しなければならない。

3 財政再生基準

地方公共団体が、財政状況が著しく悪化した状況により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準

- ・実質赤字比率……………20%
- ・連結実質赤字比率…30%
- ・実質公債費比率……………35%

再生判断比率（健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの比率）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならない。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。また、財政再生計画について、議会の議決を経て、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

財政再生計画を定めている地方公共団体は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければならない。

4 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{※1 資金不足額}}{\text{※2 事業の規模}}$$

◇事業の規模に対する、資金不足額の割合

○地方公営企業法の適用事業

※1 資金不足額＝①＋②－③－④

①流動負債（企業債の額を除く。）

②建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

③流動資産

④解消可能資金不足額

※2 事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

○地方公営企業法の非適用事業

※1 資金不足額＝①＋②＋③－④

①繰上充用額

②支払繰延額・事業繰越額

③建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

④解消可能資金不足額

※2 事業の規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

5 経営健全化基準

各公営企業が、経営状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその経営の健全化を図るべき基準

・資金不足比率…20%（公営競技を行う法適用企業にあっては、零）

経営健全化基準以上の公営企業は、経営健全化計画を定めなければならない。

経営健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、県知事に報告しなければならない。また、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表するとともに県知事に報告しなければならない。

ただし、当該年度の前年度の資金不足比率が経営健全化基準未満であって、当該年度の翌年度の資金不足比率が経営健全化基準未満となることが確実であると認められるときは、経営健全化計画の策定を要しない。

なお、経営健全化計画を定めないこととしたときは、その理由等を公表し、総務大臣に報告しなければならない。

6 健全化判断比率等の対象

周南市	一般会計等	一般会計			
		一般会計等に属する特別会計	該当なし		
	公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計		※公営企業会計ごとに算定
			国民健康保険鹿野診療所特別会計		
			後期高齢者医療特別会計		
			介護保険特別会計		
			駐車場事業特別会計		
	公営企業会計	法適用企業	水道事業会計		
			下水道事業会計		
			病院事業会計		
			介護老人保健施設事業会計		
			モーターボート競走事業会計		
		法非適用企業	地方卸売市場事業特別会計		
	一部事務組合・広域連合		山口県市町総合事務組合 周南地区福祉施設組合 山口県後期高齢者医療広域連合 周南地区衛生施設組合 周陽環境整備組合 光地区消防組合		
	第三セクター		大津島巡航株式会社		

7 健全化判断比率の推移

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (3カ年平均)	将来負担比率
平成19年度	-	-	12.9	119.0
平成20年度	-	-	12.4	113.0
平成21年度	-	-	11.9	114.4
平成22年度	-	-	11.0	107.6
平成23年度	-	-	10.0	94.8
平成24年度	-	-	9.3	89.4
平成25年度	-	-	8.8	84.4
平成26年度	-	-	8.6	88.9
平成27年度	-	-	8.1	91.3
平成28年度	-	-	7.9	78.3
平成29年度	-	-	7.9	90.3
平成30年度	-	-	8.1	90.3
令和元年度	-	-	8.6	91.0
令和2年度	-	-	8.9	87.9
令和3年度	-	-	9.0	66.0
令和4年度	-	-	9.0	66.3